

平成 26年度からの指定管理者 指定状況

行政改革推進室

番号	施設名称	所管部局	H25までの指定管理者	H26からの指定管理者	現地説明会参加者数	申請者数
1	栃木県総合文化センター	県民生活部 県民文化課	(公財)とちぎ未来づくり財団	(公財)とちぎ未来づくり財団	2	1
2	とちぎ男女共同参画センター	県民生活部 青少年男女共同参画課	(公財)とちぎ男女共同参画財団	(公財)とちぎ男女共同参画財団	5	1
3 4	栃木県日光自然博物館 奥日光地区駐車場	環境森林部 自然環境課	(株)日光自然博物館	(株)日光自然博物館	非公募	
5 6	とちぎ健康づくりセンター とちぎ生きがいつくりセンター	保健福祉部 保健福祉課	(福)とちぎ健康福祉協会	(福)とちぎ健康福祉協会	4	1
7	とちぎ福祉プラザ	保健福祉部 医事厚生課	(福)栃木県社会福祉協議会	(福)栃木県社会福祉協議会	2	1
8	栃木県障害者保養センター那珂川苑	保健福祉部 障害福祉課	(福)とちぎ健康福祉協会	(福)とちぎ健康福祉協会	3	1
9	栃木県子ども総合科学館	保健福祉部 こども政策課	(公財)とちぎ未来づくり財団	(公財)とちぎ未来づくり財団	2	1
10	栃木県立宇都宮産業展示館	産業労働 観光部 観光交流課	大高商事グループ((株)大高商事、藤井産業(株)、(株)五光宇都宮店)	大高商事グループ((株)大高商事、藤井産業(株)、(株)五光宇都宮店、下野新聞社(株))	9	2
11	とちぎ花センター	農政部 生産振興課	(公財)栃木県農業振興公社	(公財)栃木県農業振興公社	3	1
12	栃木県なかがわ水遊園		(公財)栃木県農業振興公社	(公財)栃木県農業振興公社	3	1
13	栃木県土上平放牧場	農政部 畜産振興課	酪農とちぎ農業協同組合	酪農とちぎ農業協同組合	1	1
14	とちぎ明治の森記念館	県土整備部 道路保全課	那須塩原市	那須塩原市	非公募	
15	栃木県井頭公園	県土整備部 都市整備課	(公財)栃木県民公園福祉協会	井頭公園指定管理グループ ((公財)栃木県民公園福祉協会、栃木県公園事業協同組合)	5	1
16	栃木県鬼怒グリーンパーク		渡辺建設(株)	渡辺建設(株)	6	1
17	栃木県中央公園		栃木県造園建設業協同組合	栃木県中央公園指定管理グループ (栃木県造園建設業協同組合、(株)大高商事)	5	1
18	栃木県那須野が原公園		(公財)栃木県民公園福祉協会	那須野が原公園指定管理グループ ((公財)栃木県民公園福祉協会、栃木県造園建設業協同組合)	7	2
19	栃木県みかも山公園		(公財)栃木県民公園福祉協会	みかも山公園指定管理グループ ((公財)栃木県民公園福祉協会、栃木県公園事業協同組合)	6	1
20	栃木県日光田母沢御用邸記念公園		(公財)栃木県民公園福祉協会	(公財)栃木県民公園福祉協会	非公募	
21	栃木県日光だいや川公園		(公財)栃木県民公園福祉協会	日光だいや川公園指定管理グループ ((公財)栃木県民公園福祉協会、栃木県造園建設業協同組合)	6	1
22	栃木県とちぎわんぱく公園		(公財)栃木県民公園福祉協会	とちぎわんぱく公園指定管理グループ ((公財)栃木県民公園福祉協会、栃木県公園事業協同組合)	6	1

番号	施設名称	所管部局	H25までの指定管理者	H26からの指定管理者	現地説明 会参加者 数	申請者数
23	栃木県民ゴルフ場	企業局 経営企画課	栃木県造園建設業協同組合	グレイズ・インターナショナル(株)	3	1
24	栃木県立とちぎ海浜自然の家	教育委員会 生涯学習課	(公財)とちぎ未来づくり財団	(公財)とちぎ未来づくり財団	2	1
25	栃木県立なす高原自然の家		(公財)とちぎ未来づくり財団	(公財)とちぎ未来づくり財団	5	2
26	栃木県体育館	教育委員会 スポーツ振 興課	(公財)栃木県体育協会	(公財)栃木県体育協会	2	1
27	栃木県立日光霧降アイスアリーナ		日光市	(一財)日光市公共施設振興公社	3	1
28	栃木県グリーンスタジアム		北関東総合警備保障(株)	北関東総合警備保障(株)	1	1
29	栃木県立県南体育館		小山市	小山市	非公募	
30	栃木県立県北体育館		大田原市	大田原市	非公募	
31	栃木県立温水プール館		小山市	小山市	非公募	
32	栃木県体育館分館		環境整備(株)	環境整備(株)	2	1
33	栃木県交通安全教育センター	警察本部 運転免許管 理課	(一財)栃木県交通安全協会	(一財)栃木県交通安全協会	2	2

非公募理由

当該公の施設の所在する市町村等と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合

現在管理を行っている市町村等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合

国等の通知により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合